

## 宮城県精神保健福祉審議会部会設置要綱（案）

## （趣旨）

第1条 宮城県精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等について必要な事項は、精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和23年法律第123号）及び精神保健福祉審議会条例（平成18年宮城県条例第33号。以下「条例」という。）に定めがあるもののほか、この要綱によるものとする。

## （部会）

第2条 条例第5条第1項により設置する部会は次のとおりとする。

- ~~（1）若年者対策検討部会~~
- （1）精神科救急部会
- （2）医療連携検討部会

## （審議事項等）

第3条 前条に規定された部会の調査審議事項は次のとおりとする。

- ~~（1）若年者対策検討部会~~
  - ~~ア. 若年者に対する精神保健医療福祉施策に関すること~~
  - ~~イ. 若年者に対する自殺対策に関すること~~
  - ~~ウ. その他関連する事項について~~
- （1）精神科救急部会
  - ア. 精神科救急医療体制の運営に関すること
  - イ. その他関連する事項について
- （2）医療連携検討部会
  - ア. 「県連携拠点機能」、「地域連携拠点機能」、「地域精神科医療提供機能」の整備に関すること
  - イ. その他関連する事項について

## （庶務）

第4条 各部会の庶務は、保健福祉部精神保健推進室において処理する。

## 附 則

- この要綱は、平成21年8月24日から施行する。
- この要綱は、平成22年12月16日から施行する。
- この要綱は、平成29年6月30日から施行する。
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和6年 月 日から施行する。